

家族カード追加申込書 個人用



クレジットカード追加お申し込みにあたり

●本人会員さまのクレジットカード会員番号(16桁)を必ずご記入ください。●カードグレード・ブランドは本人会員さまと同一種類になります。●家族カードのお申し込みかつ本人会員さまがQUICPay一体型カードの場合は、本人会員さまと家族会員さまへ「クレジットカード」と「QUICPay専用カード」の2枚をお届けいたします。ただし、当社所定の新たなカード作成時点から遡って1年間QUICPayのご利用実績がない場合、また既にQUICPay専用カードを保有している場合は「QUICPay専用カード」は発行されません。●家族カードのお申し込みかつ本人会員さまがETC一体型クレジットカードをお持ちの場合は、本人会員さまと家族会員さまへ「クレジットカード」と「ETC専用カード」の2枚をお届けいたします。クレジットカード番号は変わりませんが、ETCカード番号が変わります。ETCカード番号を登録するサービスをご利用の場合は下記をご確認いただき、登録変更手続きをお願いいたします。・ETCマイレージサービスへ登録されている場合、ETCマイレージサービス事務局(TEL:0570-010125(携帯電話、IP電話からは045-477-3793)受付:平日・土日祝日9:00~18:00 <https://www.smile-etc.jp/>)・障害者割引をご利用の場合、福祉事務所にご相談ください。・ETC利用照会サービスをご利用の場合、ETC利用照会サービスWebサイト(<https://www.etc-meisai.jp/>)・速旅(NEXCO中日本)をご利用の場合、NEXCO中日本のWebサイト(<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/>)

年会費(税込み) ▶ プラチナ(レクサス)カード:無料 ▶ ゴールドカード:1名さまは無料、2名さま以上1名さまにつき1,100円
▶ セレクトカード:1名さまにつき1,100円 ※TS CUBIC VIEW CARDは初年度1名さまにつき1,100円、2年目以降1名さまにつき1,650円
▶ レギュラーカード:1名さまにつき440円(初年度無料※1) ※TS CUBIC VIEW CARDは1名さまにつき990円(初年度無料※1)

※家族会員さまは生計を共にする配偶者・満18歳以上のお子さま(高校生は除く)・ご両親に限ります。

ETCカード追加お申し込みにあたり

●本人会員さまがETCカードをお持ちで、家族会員さまが家族カードをお持ちの場合にお申し込みいただけます。

※本人会員さまがETCカードをお持ちでない場合、別途お申し込みが必要です。ETCカード追加申込書をご請求ください。※お申し込みのご家族さまが家族クレジットカードをお持ちでない場合には、今回同時にお申し込みが必要となります。※ETCカードは、クレジットカード1枚につき1枚の発行となります。※ETCカードのご請求は、事務処理上、ご利用日からお引落としまでに2~3カ月かかる場合がございます。

年会費(税込み) ▶ プラチナ(レクサス)カード:無料 ▶ ゴールドカード:無料
▶ セレクトカード・レギュラーカード:無料 ※ただし下記カード※2は550円(初年度無料※1)となります。

※1 クレジットカード・ETCカードの初年度無料適用期間は、ご家族さまのカード追加お申し込み時から、本人会員さまの次回年会費請求までの間となります。 ※2 TOKAIカード

- ・カードご利用代金のお支払いは、本人会員さまの金融機関口座から自動引き落としさせていただきます。
 - ・家族カードのご利用金額に対するポイントは、本人会員さまのポイントに合算させていただきます。
 - ・カードによりお取り扱いのグレード・ブランドが異なりますのでご了承ください。
 - ・複数枚のカードを同時にお申し込みいただいた場合、別送郵便となる場合もございますのでご了承ください。
- ※年会費には一部例外がございますので、カード送付時に同封しておりますご利用の手引きなどをご確認願います。

〈お申し込みに関するお問い合わせ〉 カード裏面に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

提携先^{※1} 御中

トヨタファイナンス株式会社 御中

※1 提携先は本人会員さまと同様になります。

私(本人会員)は、会員規約・規定・特約を承認のうえ、申込書記載のカードを申し込みます。また、私は、カードの発行後、家族会員に対して会員に適用されるすべての会員規約・規定・特約が、同様に適用されることをあらかじめ承諾し、家族会員に遵守させるものとします。なお、審査の結果入会できなくとも何ら異議はありません。

1 本人会員さまがご記入ください

お申し込み日 年 月 日

●追加を希望される本人会員さまのクレジットカード会員番号(16桁)を必ずご記入ください。→

クレジットカード会員番号

●家族ETCカードを追加希望される方は、本人会員さまのETCカード会員番号を必ずご記入ください。(ETC一体型カードをお持ちの場合は、ご記入不要です)→

ETCカード会員番号 9 2 0 0

| | | | |
|---|------|----------------|------------------------|
| 本人会員 お名前(自署) <small>私は、個人情報の収集・利用提供の同意に関する規定の内容を確認したのうえ、申し込みます。</small> | フリガナ | 現在お届けの 自宅電話 | () - () |
| | | 生年月日 | 大正・昭和・平成 年 月 日(満 歳) |

| | | | |
|--|------|---|--------------|
| 自宅現住所 お届けの 自宅現住所・電話番号に 変更がある場合に限り ご記入ください。 | フリガナ | 〒 | TEL() - () |
|--|------|---|--------------|

2 ご家族さまご自身(自署)がご記入ください

※3名さま以上お申し込みの場合はお手持ちのカード裏面に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

※2 暗証番号のご記入について

家族ETCカードのみをお申し込みの場合、暗証番号のご記入は不要です。0000・9999など同じ数字4桁、生年月日および電話番号など類推が容易な番号はご指定いただけません。ご記入がない、もしくは上記条件に相当する際は弊社にて採番させていただきます。

| | |
|---|---|
| お名前(自署) | フリガナ |
| 性別 | ① 男 ② 女 続柄 ① 配偶者(4) ② 親子(1) |
| ローマ字(姓) <small>特にご希望のある方のみご記入ください。ローマ字氏名 FIRST NAME(名)/1マスあける/LAST NAME(姓)</small> | |
| 生年月日 | 大正・昭和 年 月 日 暗証番号 [] [] [] 必ずご記入ください。 |
| お申し込みされるカード | ※ご希望のカードを下記①~③からご選択してください。 ① 家族カード(クレジットカード) ② 家族ETCカード ※3 ③ 家族カード(クレジットカード)と家族ETCカード両方 ※3 家族カード(クレジットカード)をすでにお持ちのご家族さまが対象となります。 |

| | |
|---|---|
| お名前(自署) | フリガナ |
| 性別 | ① 男 ② 女 続柄 ① 配偶者(4) ② 親子(1) |
| ローマ字(姓) <small>特にご希望のある方のみご記入ください。ローマ字氏名 FIRST NAME(名)/1マスあける/LAST NAME(姓)</small> | |
| 生年月日 | 大正・昭和 年 月 日 暗証番号 [] [] [] 必ずご記入ください。 |
| お申し込みされるカード | ※ご希望のカードを下記①~③からご選択してください。 ① 家族カード(クレジットカード) ② 家族ETCカード ※3 ③ 家族カード(クレジットカード)と家族ETCカード両方 ※3 家族カード(クレジットカード)をすでにお持ちのご家族さまが対象となります。 |

| | |
|-------------|-------------------|
| 販売店 販売会社 | 営業所名 |
| 販売店 コード | 営業所 コード |
| スタッフ コード | 担当 [] [] 日付 / / |

| |
|--------|
| TFC使用欄 |
| REQ |

11050015

下記の規定をご承認のうえ、お申し込みください。また、ご確認後は切り取ってお手元に保管してください。
なお、会員規約全文はトヨタファイナンスのホームページ (<https://tscubic.com/kiyaku/>) または、
レクサスファイナンシャルサービスホームページ (<https://info.lexus-fs.jp/agree/>) でご確認いただけます。

—ETC CARD 利用規定—(お申込者控)(抜粋)

第1条(本規定の趣旨)

本規定は、トヨタファイナンス株式会社(以下「当社」という)が発行するETC CARD(以下「ETCカード」という)の利用に関する基本的事項を定めるものです。ETCカードの利用にあたっては、本規定の他、別途道路事業者が定めるETCシステム利用規程を遵守するものとします。

第2条(ETCカードの貸与と取扱)

1. 当社は、当社が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカードの会員で、当社所定の方法によりETCカード発行の申込を行い、当社が適当と認めた方(以下「会員」という)に対し、会員が指定し当社が認めたクレジットカード(以下「親カード」という)にETCカードを追加して発行し、貸与します。なお、新たに当社指定のクレジットカードの申込を行う場合、ETCカードも同時に申込むものとし、
2. 会員は、ETCシステムの利用にあたっては、親カードに代えてETCカードを使用することにより、親カードの決済機能を利用することができます。
3. ETCカードの所有権は当社に帰属します。
4. ETCカードは、ETCカード上に表示された会員本人のみが利用することができます。
5. 会員は、貸与されたETCカードを善良なる管理者の注意をもって使用・保管し、ETCカード上に表示された会員本人以外の者(以下「他人」という)に、譲渡・買入その他の担保提供・貸与・寄託等のためにETCカードの占有を移転することはできないものとします。ただし、当社がETCカードの返却を求めた場合は、会員はこれに応じるものとします。
6. 前項の規定に違反し、ETCカードが他人に使用されたときは、その利用代金の支払はすべて会員が負担するものとします。

第3条(定義)

本規定における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。

- ①「道路事業者」とは東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および地方道路公社等の道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち、当社または当社とETCカード発行に関する契約を締結した企業とETC決済契約を締結した者をいいます。
- ②「ETCシステム」とは、道路事業者所定の料金所において、ETCカード、車載器、および道路事業者設置の路側システムを利用して料金情報の無線通信を行うことにより、通行料金を自動収受するシステムをいいます。
- ③「ETCカード」とは、ETCシステムの利用者を識別し、車載器を動作させる機能を有する専用カードのことをいいます。
- ④「車載器」とは、車両に設置し、路側システムとの間で料金情報の通信を行う機能を有する装置のことをいいます。
- ⑤「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、車載器との無線通信により料金情報を授受する装置のことをいいます。

第4条(ETCカードの利用方法)

1. 会員は、道路事業者所定の料金所において、道路事業者が定める方法で当該料金所を通過することにより、ETCカードでの通行料金支払いができるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、会員は、道路事業者所定の料金所において、ETCカードの提示による通行料金の支払いを求められた場合には、これに応じるものとします。

第5条(ETCカード利用代金の支払方法)

ETCカード利用代金の支払方法は1回払に限るものとし、会員は親カードの会員規約(以下「会員規約」という)に定めるところに従い、親カードの利用代金と合算して支払うものとします。

第6条(ETCカードの利用可能枠)

ETCカードの利用は、カード利用可能枠の範囲内に限られるものとします。

第7条(利用状況に関する疑義)

1. 当社からのETCカード利用代金の請求は、道路事業者作成の請求データに基づいて行うものとします。
2. 前項の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者との間で解決するものとし、当社へのETCカード利用代金の支払い義務は免れないものとします。

第8条(ETCカードの紛失・盗難等)

ETCカードの紛失・盗難等により他人にETCカードが利用された場合の会員の責任については、親カードの会員規約第15条を準用するものとし、同条による補償の適用が受けられない場合は、すべて会員において負担するものとします。なお、会員が、ETCカードを車内に放置していた場合、紛失・盗難等について、重大な過失があったものとみなします。

第9条(年会費)

会員は、ETCカードの利用にあたっては、当社所定の期日に当社所定の年会費を支払うものとします。なお、支払済みの年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

第10条(ETCカードの有効期限)

1. ETCカードの有効期限は、当社が指定するものとし、ETCカード券面に表示した月の末日までとします。
2. 当社は、ETCカードの有効期限までに退会の申出がなく、かつ当社が引続き会員として適当と認めた会員に対して、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という)を送付します。なお、ETCカードの有効期限の13ヶ月前に属する月の1日から有効期限の2ヶ月前に属する月の末日までにETCカードの利用がない場合、当社は会員へ通知のうえ、更新カードを送付しないことができるものとします。
3. 会員は、更新カードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合を除き、従前のカードを利用期限到来の有無にかかわらず、会員の責任において、切断する等利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。
4. ETCカードの有効期限前におけるETCカード利用に基づく債務の支払いについては、有効期限経過後も本規定を適用するものとします。

第11条(ETCカードの退会)

1. 会員は当社所定の方法によりETCカードの退会をすることができます。この場合、直ちにETCカードその他当社からの貸与物を返還し、当社所定の手続を行います。
2. 会員が親カードを退会し、または親カードの会員資格を喪失した場合は、当然にETCカードも退会となります。なお、この場合、当該会員に係る家族会員に貸与されているETCカードも同様に当然に退会します。この場合、会員は、ETCカードについて別途当社所定の退会手続きを行う必要はありませんが、退会后ETCカードを直ちに当社に返還します。
3. 会員は、第1項または第2項による退会または会員資格の喪失の後に会員がETCカードを利用した場合にも、第5条に基づきETCカード利用代金を支払います。
4. 第1項および第2項にかかわらず当社がETCカードを返還しない対応を認めた場合、会員は、ETCカードを切断し利用不能の状態にして処分します。

第12条(再発行)

ETCカードの紛失・盗難・毀損等により会員がカード再発行を希望した場合、当社は再発行について審査の上これを認めた場合のみカードを再発行します。この場合、会員は当社所定の再発行手数料を負担するものとします。

第13条(利用停止措置等)

会員の本規定または会員規約に違反した場合、ETCカードの利用状況が適当でない場合等におけるETCカードに関する利用停止および返還もしくは回収の措置については、会員規約第19条を準用するものとします。

第14条(免責)

当社は、ETCカード利用代金の決済に関する事項を除き、ETCシステム、車載器、その他車両運行に関する紛議の解決あるいは損害の賠償にかかる責任を負わないものとします。

第15条(道路事業者による請求)

1. 第5条の規定にかかわらず、当社と道路事業者との間で特に必要と判断した場合は、道路事業者から会員に対し、ETCカードの利用にかかる代金を請求することがあります。
2. 会員は、前項の目的に必要な範囲で、当社が道路事業者に対して会員の属性およびETCカードの利用に関する情報を提供する場合があることに予め同意するものとします。

第16条(規定の変更)

当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規定を変更する旨、変更後の本規定の内容およびその効力発生時期を、予め当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規定を変更することができるものとします。

第17条(会員規約の適用)

本規定に定めのない事項については、親カードの会員規約に定めるところによるものとします。

第19条(道路事業者所定の料金所以外での利用)

第4条の規定にかかわらず、会員は、当社が別途認める場合に、ETCカードを道路事業者所定の料金所以外での支払いに利用すること(以下「有料道路外利用」という)ができます。この場合、会員は、本規定および別途有料道路外利用にかかるサービスを提供する事業者が定める利用規約等(本規定に反しない内容に限る)に従って、ETCカードを利用するものとし、当社は、ETCカード利用代金の決済に関する事項を除き、有料道路外利用にかかるサービス、ETCシステム、車載器、その他車両運行に関する紛議の解決あるいは損害の賠償にかかる責任を負わないものとします。